○国税庁告示第十六号

所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件（平成二十九年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正し、平成三十年分以後の所得税について適用する。

平成三十年六月二十九日

国税庁長官心得　藤井　健志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する国税庁長官の定める方法は、国税庁長官が作成した同条第二項に規定する電磁的記録で、同条第一項又は同令第三百十九条第一項に規定する居住者から送信を受けた同令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等（当該電子証明書等を作成する者が、当該居住者の承諾を得て当該居住者に送信したものに限る。）に記録された情報の内容が記録されたもの（当該情報の内容を記録した二次元コードが付されているものに限る。）を、当該居住者が出力することにより書面を作成する方法とする。	所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する国税庁長官の定める方法は、国税庁長官が作成した同条第二項に規定する電磁的記録で、同条第一項に規定する居住者から送信を受けた同条第二項に規定する電子証明書等（当該電子証明書等を作成する者が、当該居住者の承諾を得て当該居住者に送信したものに限る。）に記録された情報の内容が記録されたもの（当該情報の内容を記録した二次元コードが付されているものに限る。）を、当該居住者が出力することにより書面を作成する方法とする。

○国税庁告示第十七号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第九項の規定に基づき、同項に規定する国税庁長官の定める方法を次のように定め、平成三十二年十月一日以後に平成三十二年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合及び同日以後に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の二の二第一項（同法第四十一条の三の二第二十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する申告書を提出する場合について適用する。

平成三十年六月二十九日

国税庁長官心得　藤井　健志

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第九項に規定する国税庁長官の定める方法は、国税庁長官が作成した同条第二十二項に規定する電磁的記録で、租税特別措置法第四十一条第一項又は第四十一条の二の二第一項の規定の適用を受けようとする個人から送信を受けた同令第十八条の二十一第二十二項に規定する電子証明書等（当該電子証明書等を作成する者が、当該個人の承諾を得て当該個人に送信したものに限る。）に記録された情報の内容が記録されたもの（当該情報の内容を記録した二次元コードが付されているものに限る。）を、当該個人が出力することにより書面を作成する方法とする。

○農林水産省告示第千四百七十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成三十年六月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

1　生産業者の住所の変更

登録番号	生第68381号
変更前	山口県周南市開成町4555番地
変更後	山口県周南市開成町4988番地
登録番号	生第100314号、生第102344号
変更前	北海道斜里郡小清水町字小清水182番地の16
変更後	北海道斜里郡小清水町元町一丁目47番３号

2　肥料の名称の変更

登録番号	生第103185号
変更前	ナイトソイル
変更後	輝
登録番号	生第103456号
変更前	くみあい有機入り粒状固形肥料ＳＳ808特号
変更後	くみあい粒状固形肥料ＨＳ808特号

○農林水産省告示第千四百七十八号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第九条第六号の規定に基づき、災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　復旧すべき農地面積を〇・六八二乗した値に一千を乗じて得た額に換算係数一・〇八六を乗ずるものとする。

二　前号において、復旧すべき農地面積はアール単位（小数点第四位以下は切り捨てる。）とし、算定される金額は千円単位（千円未満は切り捨てる。）とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　平成二十九年六月十六日農林水産省告示第九百五十九号（災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件）は、廃止する。

3　この告示は、この告示の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第百二十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十六条において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同令第百十三条において準用する同令第百七条の規定に基づき、公示する。

平成三十年六月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

名称	主たる事務所の所在地	登録を更新した年月日
一般財団法人北海道電気保安協会	北海道札幌市西区発寒六条十二丁目六番十一号	平成三十年六月二十九日
一般財団法人東北電気保安協会	宮城県仙台市太白区あすと長町三丁目二番三十六号	平成三十年六月二十九日
一般財団法人関東電気保安協会	東京都港区芝浦四丁目十三番二十三号	平成三十年六月二十九日
一般財団法人中部電気保安協会	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目十九番十二号	平成三十年六月二十九日
一般財団法人北陸電気保安協会	富山県富山市桜橋通り三番一号	平成三十年六月二十九日
一般財団法人関西電気保安協会	大阪府大阪市北区中之島三丁目三番二十三号	平成三十年六月二十九日
一般財団法人中国電気保安協会	広島県広島市中区小町四番三十三号	平成三十年六月二十九日
一般財団法人四国電気保安協会	香川県高松市福岡町三丁目三十一番十五号	平成三十年六月二十九日
一般財団法人九州電気保安協会	福岡県福岡市博多区東比恵三丁目十九番二十六号	平成三十年六月二十九日
一般財団法人沖縄電気保安協会	沖縄県那覇市西三丁目八番二十一号	平成三十年六月二十九日